

第十号議案

江戸川区役所の位置を定める条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区役所の位置を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項の規定に基づき、江戸川区役所の位置を次のとおり定める。

江戸川区船堀四丁目三番

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（江戸川区の事務所の位置変更に関する条例の廃止）

2 江戸川区の事務所の位置変更に関する条例（昭和二十三年三月江戸川区条例第一号）は、廃止する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項の規定に基づき、江戸川区役所の新庁舎の位置を定める必要があるもので、本案を提出いたします。